

定 款

一般社団法人 地域生活支援協議会あさひ

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人地域生活支援協議会あさひと称する。

2 英語表記としてCLSC-ASAHIと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活に困窮している人びと、就労継続に困難を抱えている人びと、そして日々の暮らしに何らかの支援が必要となる人びとに対して、安心して生きることができ、安定した地域生活を営めるように、各種支援事業を、日本人の立場から行い、もって、日本の社会福祉のみならず、世界福祉の増進・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援に関する事業
- (2) 就労支援に関する事業
- (3) 新しい社会福祉を構築するための調査研究事業
- (4) 社会福祉を担う人材育成に関する事業
- (5) 国際協力に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業と同種の事業を行う他の団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助ネットワーク構築事業
- (7) 協賛企業等との広告宣伝に関する事業
- (8) 前各号に関する広報事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には

官報に掲載する方法による。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、別に定める要項に基づき入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の目的を実現するにあたり有益な学識や知見を有すると代表理事が認めた個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、他の正会員2名の推薦とともに、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする者は、特に条件を定めない。

4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、この法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第9条 正会員、賛助会員及び特別会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員及び特別会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えられなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正社員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求があったとき
- (3) 前号の規程による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招集)

第15条 社員総会は、前条第3項3号の規程により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 正会員、賛助会員又は特別会員の除名
- (3) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除に関する事項
- (4) 全部の事業の譲渡、解散に関する事項
- (5) 解散後清算終了までの法人継続に関する事項
- (6) 吸収・新設合併契約の承認
- (7) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとし、議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち2名以内までを代表理事とできる。

3 代表理事以外の理事のうち14名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 この法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議によって報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録を以て作成されている場合には、法務省令に定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

(委員会)

第32条 代表理事は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は理事会の同意を経て、代表理事が委嘱する。

3 委員会は第18条記載の社員総会決議事項及び第28条記載の理事会の決議事項についての意思決定を行うことはできない。

4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業統括責任者及び職員を置く。

3 事業統括責任者及び職員は、代表理事が任免する。ただし、事業統括責任者の任免には理事会の承認が必要である。

4 事業統括責任者は、この法人の運営に関し、代表理事を補佐し、助言しなければならない。

5 事業統括責任者は、職員の任免について代表理事に助言することができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書

類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号、及び第4号の書類については定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金分配の禁止)

第37条 この法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

第9章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 基金の募集、割り当て及び払込み等の手続きについては、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第40条 基金の返還は、基金の拠出者が当法人に対して基金の返還を申し入れたあと、定時社員総会決議を経て、代表理事が行う。

(代替基金)

第41条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金とし、計上しなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

住所

設立時社員

住所

設立時社員

住所

設立時社員

(設立時の役員)

第47条 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

設立時代表理事

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

この定款は令和4年5月29日から施行する。

これは、当法人の定款である。

令和4年5月29日